

## 横浜市

## 小児慢性特定疾病医療受給者証に関するご案内

令和3年8月1日から

「指定小児慢性特定疾病医療機関」に指定されている医療機関であれば、受給者証を使用できるようになります

横浜市で認定を受けた小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方が、令和3年8月1日以降に医療機関を受診される際に、「指定小児慢性特定疾病医療機関」に指定されている医療機関であれば、お持ちの**小児慢性特定疾病医療受給者証に記載されていない病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションでも受給者証を使用できるようになります。**

※受給者証に記載された疾病及びそれに付随して発現する傷病に関連する医療のみが医療費助成の対象です。受給者証に記載された疾病に関連しない医療や保険診療外の医療等は助成対象外ですので、ご注意ください。

※指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、都道府県、政令指定都市、中核市等で行っています。医療機関の指定状況は、医療機関の所在地を管轄する自治体のウェブサイト等でご確認ください。

1枚の受給者証で複数の指定医療機関での受診が可能になります

令和3年8月1日以降に交付する受給者証については、下記のとおり指定医療機関欄の表記が変更となり、1つの疾病につき1枚の受給者証が発行されます。**なお、旧表記の受給者証であっても令和3年8月1日以降は指定医療機関であれば受給者証に記載がなくても使用できます。**

### 【旧表記】

指定医療機関	〇〇総合病院 横浜市〇〇区△△町1丁目1-1
	※小児慢性特定疾病指定薬局にて使用できます。
居住地の福祉保健センター	〇〇福祉保健センター



### 【新表記】

指定医療機関	〇〇総合病院 上記のほか、小児慢性特定疾病指定医療機関であれば使用できます。
	※ただし、この証に記載された疾病及びそれに付随して発現する傷病のみが助成対象です。
居住地の福祉保健センター	〇〇福祉保健センター

医療機関の追加・変更の届出が不要になります

これまでは、受給者証に記載のない医療機関を受診される際に、医療機関追加・変更の届出が必要でしたが、令和3年8月1日以降は不要となります。

【お問い合わせ先】

健康福祉局医療援助課  
TEL : 045-671-4115